

本体価格30万円以上の機械装置等を購入した場合のリース料相当額の算出方法

本体価格30万円以上の機械装置等を購入した場合、補助対象事業実施期間中その機械装置を使用する月数の「リース料相当額」が補助対象経費となります。

1. 助成対象経費の求め方

月額リース料＝機械装置等の購入予定価格×リース期間ごとに定めたリース料率
 補助対象経費＝月額リース料×助成事業実施期間

2. リース期間及びリース料率算定表

リース期間 リース料率	法定耐用年数						
	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
3年 (2.915%)	3年	4年	5年				
4年 (2.222%)	4年	5年	6年	7年			
5年 (1.798%)	5年	6年	7年	8年			
6年 (1.529%)	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
7年 (1.333%)	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年

※リース期間は機械装置の耐用年数により選択できます。

※法定耐用年数は区ホームページ上の本事業ページにて、「[減価償却資産の耐用年数表](#)」を参照。

3. 算定例

- ・購入予定価格 1,000,000円(税抜)
- ・法定耐用年数 5年
- ・リース料率 2.915%(リース期間3年の料率を適用)
- ・助成事業実施期間 10ヶ月(2022年6月1日～2023年3月31日)

(1) 月額リース料 29,150円＝1,000,000円×2.915%

(2) 助成対象経費 291,500円＝29,150円×10ヶ月